

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 条 例

○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	一
○県立学校条例の一部を改正する条例	(教育庁高校教育課)	二
○宮城県県税条例及び県税減免条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	二
○過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	七
○離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	七
○原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	七
○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	八
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	八
○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例	( 同 )	九
○職業能力開発校条例の一部を改正する条例	(産業人材対策課)	九
○農業大学校条例の一部を改正する条例	(農業振興課)	九
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	九
○宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	一〇

## 条 例

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県条例第三十二号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。  
第十号第十項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項各号に掲げる者に相当する者として  
人事委員会規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照ら  
して公共職業安定所が再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和二十二年法律第四百十  
一号)第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定  
める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして公共職業安定所が再就職を  
促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると  
認められたもの

第十号第十一項第五号中「公共職業安定所」の下に「、職業安定法第四条第八項に規定する特定地  
方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の一項を加える。

34 平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十号第十項の規定の適用については、  
同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ  
雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつ  
て、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に  
該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして公共職業安定所が再就職を促進するた  
めに必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあ  
るのは  
「ロ 雇用保険法第二十二條第二項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難  
な者であつて、同法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で  
知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指導基準に照らして公共職業安定所が再就職を促進す  
るために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められた  
もの」とあるものと  
進ずるために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認め  
(イに掲げる者を除く。)

ものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十条第十一項第五号の改正規定及び附則第三項の規定は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第十項（第二号に係る部分に限り、新条例附則第三十四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて同条例第十条第一項第二号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第三項の退職手当の支給を受け終わった日が平成二十九年四月一日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であつて雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）第四条の規定による改正後の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第十条第十一項（第五号に係る部分に限り、職員の退職手当に関する条例第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が平成三十年一月一日以後である場合について適用する。

県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

県立学校条例の一部を改正する条例

県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年度分」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

宮城県県税条例及び県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

宮城県県税条例及び県税減免条例の一部を改正する条例

（宮城県県税条例の一部改正）

第一条 宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第七十三条の二第十項」を「第七十三条の二第十項」に改める。

第二十二條の三の次に次の一条を加える。

（指定都市の指定があつた場合等の県民税の特例）

第二十二條の四 県民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下この条及び第二十五条から第二十七条までにおいて「指定都市」という。）以外の市町村の区域内にある場合において、当該納

税義務者の当該賦課期日現在における住所が当該賦課期の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市の区域内となつたときは、県民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該指定都市の区域内に住所を有した者とみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者の賦課期日現在における住所が指定都市の区域内にある場合において、当該納税義務者の当該賦課期日現在における住所が当該賦課期の属する年の一月二日から四月一日までの間に指定都市以外の市町村の区域内となつたときは、県民税に関する規定の適用については、当該納税義務者を当該賦課期日現在において当該市町村の区域内に住所を有した者とみなす。

第二十五条第一項中「百分の四」の下に「（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）を加える。

第二十六条第一号中「百分の二」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）を加え、同号イ中「においては」を「には」に改め、同条第二号中「百分の二」の下に「当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）を加え、同号イ中「においては」を「には」に改める。

第二十七条第一項中「百分の四」の下に「（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）を加え、」にあつては「を」には、「その者」を「当該納税義務者」に

場合には、百分の二）を加え、」にあつては「を」には、「その者」を「当該納税義務者」に

改め、同条第二項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)」を加える。

第五十三条の二に次の三項を加える。

9 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の第三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する。

10 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の第三十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する。

11 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の第三十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が五人以下であるものに限る。)の用に供する家屋(当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の三分の二に相当する額を価格から控除する。

第三百七十七条中「又は法第三百四十九条の三」を、「法第三百四十九条の三又は法第三百四十九条の三の四」に、「によつて」を「により」に、「うち」を「うち」に、「こえる」を「超える」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の第十九第一項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有する場合には、五分の一)」を、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を、「三万九千円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円)」を加え、同条第二項第二号中「によつて」を「により」に改め、同条第三項中「ときは」を「場合における」に改め、「百分の二・八」と「百分の一」とあるのは「百分の一・四」とを、「五万四千六百円」と「の下に」「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とを加える。

附則第五条の五中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)」を加える。

附則第六条第二項第一号中「百分の〇・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三)」を加える。

附則第十六条の二第一項中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を

有する場合には、百分の一)」を加え、同条第二項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の下に「(法附則第三十三条の二第二項各号に掲げる場合を除く。)」を加える。

附則第十八条中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十九条第一号中「百分の一・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八)」を加え、同条第二号イ中「三十二万円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、十六万円)」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第十九条の二第一項第一号中「百分の一・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八)」を加え、同項第二号イ中「九十六万円」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、四十八万円)」を加え、同号ロ中「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を加える。

附則第二十条中「百分の三・六」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・八)」を加える。

附則第二十一条第一項中「対し」の下に「法附則第三十五条の二第一項に規定する」を加え、「(一般株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。の百分の二)」を「(百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」に改める。

附則第二十一条の二第一項中「対し」の下に「法附則第三十五条の二の二第一項に規定する」を加え、「(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。の百分の二)」を「(百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」に改める。

附則第二十三条第一項中「対し」の下に「法附則第三十五条の四第一項に規定する」を加え、「(先物取引に係る雑所得等の金額(法附則第三十五条の四第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。の百分の二)」を「(百分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」に改める。

附則第二十三条の三第一項及び第三項中「五分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一)」を、「百分の二」の下に「(当該納税義務者が指定都市



の区域内に住所を有する場合には、百分の一」を加え、同条第四項中「第二十九条の二の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（二）」に、「もの及びその時まで提出された法第四十五条の第三一項の確定申告書を含む」を「租税条約等実施特例法第三条の二の二第七項各号に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同条第七項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

附則第二十五条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条第二項中「百分の二・八」との下に「「百分の一」とあるのは「百分の一・四」とを、「五万四千六百円」との下に「「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」と」を加える。

第二条 宮城県県税条例の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第七十三条の第二項」を「第七十三条の第二十一項」に改める。

第五十二条第二項中「においては、当該家屋に」を「には、当該家屋に」に、「場合は」を「場合には」に改め、同項ただし書及び同条第三項中「においては」を「には」に改める。

第六十一条第一項中「によつて」を「により」に改める。

第六十二条の二中「第七十三条の第二項」を「第七十三条の第二十一項」に改める。

第六十七条の二中「においては」を「には」に改め、同条第三号中「第二十三条第一項第九号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

第六十六条第一項中「対し」を「ついで」に改め、同項第二号及び第四号中「控除対象配偶者又は同項第八号」を「同一生計配偶者又は同項第九号」に改める。

附則第四条の三第一項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第十一条の四第二項中「ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法施行規則附則第四条の第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。附則第十一条の四の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第四条の四第七項に規定するものをいう。以下この条及び附則第十一条の四の三第一項第三号において同じ。）に該当するものを除く。

以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）（車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第一項に規定するものに限る。）を「次に掲げる自動車」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の法施行規則附則第四条の四第五項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二十条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので法施行規則附則第四条の四第六項に規定するものをいう。附則第十一条の四の三において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので法施行規則附則第四条の四第七項に規定するものをいう。以下この条及び附則第十一条の四の三第一項第三号において同じ。）に該当するものを除く。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第一項に規定するもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

- (イ) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で法施行規則附則第四条の四第九項に規定するもの（以下この条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ロ) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十項に規定するもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十一条の四の三において「エネルギー消費効率」という。）が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネ

ルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して法施行規則附則第四条の四第十一項に規定するエネルギー消費効率（以下この条及び附則第十一条の四の三において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条及び附則第十一条の四の三において同じ。）が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の五第二項に規定するもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
  - (イ) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
  - (ロ) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
  - (ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

二 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で法施行規則附則第四条の五第三項に規定するもの

- (1) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

一を超えないこと。  
ロ エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百三十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二項」を「附則第四条の五第四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第三項」を「附則第四条の五第五項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第七項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第六項」を「附則第四条の五第八項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号イ(2)中「エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第十一条の四の三において「平成三十二年基準エネルギー消費効率」という。）を「平成三十二年基準エネルギー消費効率」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第八項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同項第二号中「液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。」を削り、「附則第四条の五第九項」を「附則第四条の五第十項」に改め、同号イ(1)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十五項に規定するもの（以下この条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）を「平成三十年石油ガス軽中量車基準」に改め、同号イ(2)中「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則附則第四条の四第十六項に規定するもの（以下この条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）を「平成十七年石油ガス軽中量車基準」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十項」を「附則第四条の五第十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十一項」を「附則第四条の五第十三項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第十二項」を「附則第四条の五第十四項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十三項」を「附則第四条の五第十五項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第十四項」を「附則第四条の五第十六項」に改め、同条第六項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十五項」を「附則第四条の五第十七項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十六項」を「附則第四条の五第十八項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第十七項」を「附則第四条の五第十九項」に改め、同条第七項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三

十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第十八項」を「附則第四条の五第二十項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第十九項」を「附則第四条の五第二十一項」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の五第二十項」を「附則第四条の五第二十二項」に改め、同号ロ中「附則第四条の五第二十一項」を「附則第四条の五第二十三項」に改め、同号ハ中「附則第四条の五第二十二項」を「附則第四条の五第二十四項」に改め、同条第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「附則第四条の五第二十三項」を「附則第四条の五第二十五項」に改め、同号イ(2)を次のように改める。

(2) エネルギー消費効率が平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第十一条の四第八項第一号ロ中「附則第四条の五第二十四項」を「附則第四条の五第二十六項」に改め、同項第二号中「附則第四条の五第二十五項」を「附則第四条の五第二十七項」に改める。

附則第十一条の四の第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第五号イ(3)中「百分の百九十五」を「百分の二百十」に改め、同条第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第一号中「附則第十一条の四第二項」を「附則第十一条の四第二項第一号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 次に掲げるガソリン自動車(平成二十二年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第五項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九十五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので法施行規則附則第四条の六第六項に規定するもの

- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値以上であること。

附則第十一条の四の三第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 附則第十一条の四第二項第二号に掲げる石油ガス自動車

附則第十一条の四の三第三項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第六項」を「附則第四条の六第七項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第七項」を「附則第四条の六第八項」に改め、同条第四項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第八項」を「附則第四条の六第九項」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第九項」を「附則第四条の六第十項」に改め、同条第五項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「附則第四条の六第十項」を「附則第四条の六第十一項」に改め、同号イ(3)中「百分の百三十八」を「百分の百五十」に改め、同号ロ中「附則第四条の六第十一項」を「附則第四条の六第十二項」に改める。

附則第二十二条の二第一項中「非課税上場株式等管理契約」という。の下に「又は同項第四号に規定する非課税累積投資契約(以下この条において「非課税累積投資契約」という。)を、「規定する非課税口座内上場株式等」の下に「(以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。)を加え、「同条第五項第一号」を「同法第三十七条の十四第五項第一号」に、「以下この条」を「。以下この項」に改め、同条第二項中「非課税口座」を「同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。)又は同条第五項第五号に規定する累積投資勘定(以下この項において「累積投資勘定」という。)」に改め、「非課税上場株式等管理契約」の下に「又は非課税累積投資契約」を、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は累積投資勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第二十二條の三第二項中「未成年者口座」を「同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定(以下この項において「非課税管理勘定」という。))又は同項第四号に規定する継続管理勘定(以下この項において「継続管理勘定」という。))に改め、「の払出しがあつた」の下に「非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている」を加え、「の取得をした」を「を取得した」に改める。

附則第二十二條の四第二項中「第三十七條の十四第五項第一号」を「第三十七條の十四第一項」に改める。

(県税減免条例の一部改正)

第三条 県税減免条例(昭和三十五年宮城県条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
 第三条第一項第二号中「控除対象配偶者及び同項第八号」を「同一生計配偶者及び同項第九号」に改める。

附 則

(施行期日)



1 この条例は、平成三十年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中宮城県県税条例第十四条第二項の改正規定、同条例第五十三条の二に三項を加える改正規定及び同条例第三百七十七条の改正規定並びに同条例附則第十六条の二第二項及び第二十三条の三第四項の改正規定並びに同条例附則第二十五条の改正規定（見出しに係る部分に限る。）並びに附則第四項の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第五項の規定 平成三十年四月一日

三 第二条中宮城県県税条例第六十七条の二及び第六十四条の改正規定並びに同条例附則第四条の三、第二十二條の二、第二十二條の三第二項及び第二十二條の四第二項の改正規定並びに第三条の規定並びに附則第三項の規定 平成三十一年一月一日

（県民税に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の宮城県県税条例（以下「新条例」という。）の規定（新条例附則第十六条の二第二項及び第二十三条の三第四項の規定を除く。）中個人の県民税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の宮城県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

4 新条例第五十三条の二第九項から第十一項までの規定は、平成二十九年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

5 附則第一項第二号に掲げる規定による改正後の宮城県県税条例の規定中自動車取得税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

○宮城県条例第三十五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年宮城県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例（以下「新条例」という。）第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。（経過措置）

2 新条例第二条の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設し、又は増設した新特別償却設備（同条に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）をその用に供した事業に対して課すべき事業税について適用し、同日前に新設し、又は増設した旧特別償却設備（改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例第二条に規定する特別償却設備をいう。以下同じ。）をその用に供した事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

3 新条例第四条の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設し、又は増設した新特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新設し、又は増設した旧特別償却設備である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第五条の規定は、平成二十九年四月一日以後に新設し、又は増設した新特別償却設備である償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、同日前に新設し、又は増設した旧特別償却設備である償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合においては、同項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

○宮城県条例第三十六号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(平成六年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第二条、第四条及び第五条の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第四条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第六条第一項又は第三項の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、これらの規定による申請書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十七号

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例(平成十四年宮城県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条から第四条までの規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の不均一課税の適用を受けようとする者に係る新条例

第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十八号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(平成二十四年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例(以下「新条例」という。)第二条から第四条までの規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第二条又は第三条の規定により県税の課税免除を受けようとする者に係る新条例第五条の規定による申請書の提出期限が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に到来し、又は施行日以後三十日以内に到来する場合には、同条の規定による申請書の提出期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して三十日以内とする。

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十九号

事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

事務処理の特例に関する条例(平成十一年宮城県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。第二条の表十二の二の項(ウ)、(ク)及び(ク)中「第四項」を「第六項」に改める。

附 則



この条例は、公布の日から施行する。

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十号

申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例

申請等の受理の特例に関する条例（平成十二年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表五の項中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、ニの次に次のように加える。

ホ 法第四十二条の三第一項の規定による認定の申請

第二条の表五の項ト中「第四十六条の二第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書」に改め、同項中チからヌまでを次のように改める。

チ 法第四十六条の五の三第二項の規定による請求

リ 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可の申請

ヌ 法第五十二条第一項の規定による届出

第二条の表五の項ル中「第五十条第一項及び第三項」を「第五十四条の九第三項及び第五項」に改め、同項中ヲからヨまでを次のように改める。

ヲ 法第五十五条第六項及び第八項の規定による認可の申請等

ワ 法第五十六条の六の規定による届出

カ 法第五十六条の十一の規定による届出

ヨ 法第五十八条の二第四項の規定による認可（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）の申請

第二条の表五の項中レをナとし、タをネとし、ヨの次に次のように加える。

タ 法第六十条の三第四項の規定による認可（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）の申請

レ 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の法第五十六条第二項及び第三項の規定による認可の申請

ソ 政令第五条の五の四第一項及び第三項の規定による認定の申請等

ツ 政令第五条の五の五の規定による届出

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十一号

職業能力開発校条例の一部を改正する条例

職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号）の一部を次のように改正する。附則第五項中「平成二十八年度」を「平成二十九年年度」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十二号

農業大学校条例の一部を改正する条例

農業大学校条例（昭和五十八年宮城県条例第十七号）の一部を次のように改正する。附則第四項中「平成二十八年度」を「平成二十九年年度」に、「平成二十九年度分」を「平成三十年年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十三号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十四年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改

正する。

第五条第一項中「附則第五項」を「附則第五条」に改める。

附則第三項中「附則第八項」を「附則第七條第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十四号

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第九条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。